

令和5年10月1日から 入・通院医療費の助成対象を 18歳の年度末（高校生世代年齢）までに 拡大します

令和5年10月から、
中学生・高校生等に係る通院医療費、
高校生等に係る入院医療費を新たに助成します。



改正内容

	令和5年9月30日まで		令和5年10月1日から	
	通院（入院外）	入院	通院（入院外）	入院
就学前	全額助成 (自己負担なし)		全額助成 (自己負担なし)	
小学生				
中学生	助成なし (3割負担)		全額助成 (自己負担なし)	
高校生等				

※指定訪問看護は1割自己負担（月額上限額あり）

助成を受けるには

助成を受けるには、事前に申請が必要です。対象となる方には、世帯主宛に既に7月下旬に申請書をお送りしています。

- 【申請に必要なもの】
- 対象となるお子様の保険証
 - 令和5年1月1日に岩見沢市に住民登録がない方は、所得と課税状況を確認できる書類

※重度心身障害者医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方の、今回拡大対象年齢の入・通院も全額助成となりますが、改めて申請の必要はありません。（7月にお送りした受給者証をそのままお使いいただけます。）

問合せ先

岩見沢市役所 医療年金課医療助成係 ☎0126-35-4201（直通）